

訂正とお詫び

【OUTPUT講座】のご受講をありがとうございます。

さて、極テキスト（択一過去問編）の記述につき、下記の箇所において訂正が判明致しました。誠に申し訳ございません。

お手数とご迷惑をお掛け致しますが、お手元のテキストを修正していただけますように宜しくお願い致します。

【民法Ⅳ①】

頁数	問題番号	誤	正
64	83-19	(注) 下記のとおり解説変更	

(注)

連帯債務者の1人に対する債権の時効が消滅した場合は、他の連帯債務者には、その効力は及ばない。したがって、Aの債務の消滅時効が完成した場合にBが直接に受ける利益はなく、そもそもBがAの債務の時効を援用することはできない（平成29年改正）。一方、主たる債務が時効で消滅した場合、保証人はこれによって自らの保証債務を免れることができるため、主たる債務の消滅時効を援用できる（145・大判大4.7.13・大判昭7.6.2）。したがって、主たる債務者Cの債務の消滅時効が完成した場合に保証人Dが時効を援用すれば、Dは自らの債務を全部免れる。

【民法Ⅴ】

頁数	場所	誤	正
13	106-17	女性が当該婚姻後に懐胎した	女性が当該婚姻後に出産した
14	106-17	再婚禁止期間を定めた規定に違反した婚姻は、婚姻取消の対象となる(734)。ただし、前婚の解消若しくは取消の日から起算して <u>100日を経過</u> し、又は女性が <u>再婚後に出産</u> したときは、その取消しを請求することができない(746)。これは、 <u>懐胎することなく100日を経過すれば二重推定ははたらく余地がなくなる</u> ため、取消す必要がないためである。また、再婚後、100日が経過する <u>前</u> に出産した場合は、 <u>結果的に前の夫の子としてのみ推定され</u> 、次に生まれる子は前の夫の子と推定されないため <u>二重推定は生ぜず</u> 、再婚後100日が経過した <u>後</u> に出産した場合は、二重推定が生じても、婚姻取消には遡及効がない(748 I)ため、 <u>取り消しても当該二重推定を解消できず、取り消すことに実益がない</u> からである。	
96	114-33	○	×